

蕨市国民健康保険条例の一部改正（案）

新旧対照表

改正後	改正前
（保健事業） 第10条 （略） 2 この市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 （1） （略） <u>（2）</u> <u>病院の設置</u> <u>（3）</u> その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業	（保健事業） 第10条 （略） 2 この市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 （1） （略） <u>（2）</u> その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

※令和7年6月議会上程予定